

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例（平成25年3月12日京都市
条例第48号）（建設局水と緑環境部緑政課）

緑化事業の推進及び都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の管理に必要な資金として、寄付を受納したことに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成25年3月12日から施行することとしました。

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第48号

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を次のように改正する。

別表篤志緑化・公園管理基金の項中「68,916,247」を「79,635,932」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)